

指名停止措置の概要

1. 指名停止業者 (株)女屋スポーツ工事
住所 群馬県前橋市三俣町3-13-3
2. 指名停止措置期間: 令和3年8月19日～令和4年1月18日

3. 事実概要

当該業者の代表取締役が、群馬県前橋市発注の公園遊具整備工事の入札に関し、前橋市職員(契約監理課長補佐)から事前に予定価格の情報を入手し、その情報をもとに落札し、公正な入札を妨害したとして、公契約関係競売等妨害容疑で逮捕された。また、令和3年5月17日、公契約関係競売入札妨害の罪で、前橋地方裁判所に起訴された。さらに、予定価格漏えいの便宜を受けたい趣旨及びその謝礼として、前橋市職員にビール券を贈ったとして、令和3年5月17日、贈賄容疑で群馬県警に再逮捕されたため。

4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第10号に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第10号>

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から3か月以上12か月以内